

## 川崎市まちづくり局が発注する営繕工事における 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用について

川崎市まちづくり局が発注する営繕工事においては、「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について」（国土交通省）に基づき猛暑による作業不能日数を設定し、それに応じた共通費を計上してきましたが、今般労務費についても増加費用を積算することとしました。

### 1 対象工事及び工事発注時の取り扱いについて

#### (1) 対象工事

設計年月が令和8年8月以降の川崎市まちづくり局が発注する営繕工事で、環境省が公表する関東地方\_\_神奈川\_\_横浜地点におけるWBG T値が31以上の猛暑による作業日数の算定期間（4月から10月）を含む工事

#### (2) 工事発注時の取扱い

工事特記仕様書等に「猛暑による労務費の増加費用の積算方法の対象工事」であることを記載する。

#### (3) 計上方法及び作業不能日数の計算方法

契約工期における猛暑による作業不能日数により、猛暑による労務費の増加費用を算定し、直接工事費に計上する。

作業不能日数の算定において、4月から10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBG T値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用する。

#### (4) 増加費用算定日数の変更についての取扱い

工事発注当初に見込んでいた日数及び労務費が著しく乖離する場合に、受発注者間において協議し、必要に応じて、工期及び請負代金を変更する。

設計変更及び協議の対象とする作業不能日数、労務費の増額に関する請求期限は、工期末の2か月前までとする。

複数年にまたがる契約工期の設計変更及び協議の対象は当該年度とし、請求期限は当該年度末の2か月前までとする。

## 2 本積算の対象工事として記載がない工事について

「猛暑による労務費の増加費用の積算方法の対象工事」が工事特記仕様書等に記載がない場合は、受発注者間において協議し、必要に応じて、設計変更の対象とすることができる。なお、労務費の増加費用の対象とする作業不能日は、令和8年4月1日以降を対象とする。

## 3 増加費用の計算にあたっての参照文書等

猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法（試行）「国土交通省」  
営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針「国土交通省」  
労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン「国土交通省」  
営繕積算方式活用マニュアル（猛暑による作業不能日数の算定方法の例）「国土交通省」